## 第28号議案

足立区介護保険条例等の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区介護保険条例等の一部を改正する条例 (足立区介護保険条例の一部改正)

第1条 足立区介護保険条例(平成12年足立区条例第38号)の一部 を次のように改正する。

第6条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 高額医療合算介護サービス費の支給

第7条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 高額医療合算介護予防サービス費の支給

第10条第3項中「及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する老人保健計画」を削る。

(足立区介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 足立区介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年足立区 条例第44号)の一部を次のように改正する。

付則第3条の見出し中「平成18年度及び平成19年度」を「平成 18年度、平成19年度及び平成20年度」に改め、同条に次の1項 を加える。

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率

は、新条例第12条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号 被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第12条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、新条例第12条第1号から第3号までのいずれかに該当するもの 4万6,680円
- (2) 新条例第12条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による特別区民税が課されていないものとした場合、新条例第12条第1号から第4号までのいずれかに該当するもの 5万7,720円

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## (提案理由)

保険料の激変緩和措置を延長するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。